島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第4回会議 議事要旨

開催日時	令和4年8月9日(火) 午後3時54分~午後10時50分		
開催場所	松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
1 金額審議主要議題2 島根県最低賃金について(採決)3 専門部会報告書採択			
議 事 要 旨			

- 1 部会長が、本日の会議は議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。
- 2 部会長が、前回の労使双方の意見、提示された引上げ額の説明を行い、双方からの意見を踏まえた結果、本日の審議について公労、公使協議を行うこととなった。

(公労協議・公使協議)

- 3 部会が再開され、部会長から、これまで専門部会として審議を尽くしてきたものの、労使 双方の金額の一致、合意を見出すことができなかったことから、公益委員見解を示し、賛否 を諮りたい旨の提案がなされ、採決を行うこととなった。
- 4 部会長が、公益委員見解として、「引上げ額33円、1時間857円」とする旨、提示した。
- 5 採決の結果、(会長を除き) 賛成5名、反対3名で決議され、島根県最低賃金について、 「引上げ額33円とし、1時間857円とする。」として、審議会へ報告することとなった。 なお、労働者側・使用者側双方の委員からの要望もあり、中小企業・零細事業者に対する 支援策の拡充、社会保険料の減免措置等を審議会の附帯決議として盛り込むこととした。
- 6 部会長から、全会一致とならなかったため、本審を開催し、本審議会において議決することとなる旨説明した。

(専門部会報告書案作成のため休憩)

- 7 部会が再開し、専門部会報告書案が審議、議決された。
- 8 賃金室長から、専門部会報告書により、この後、この会場で第427回審議会を開催することを説明した。
- 9 部会長が、審議会令第6条第7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。